

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………（生活文化局計量検定所検査課）…一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 都市計画事業の認可……………（同）…一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………（同）…一
- 土地区画整理事業の事業計画の画整理課……………（同）…一
- 建築基準法による道路の指定……………（同）…一
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二
- 平成二十一年東京都告示第九百八十九号（東京都地球温暖化対策指針）の一部改正……………（環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課）…二
- 平成二十一年東京都告示第千二百三十四号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五七の規定により知事が別に定める様式）の一部改正……………（同）…九

告示（文）

- 東京都地下高速電車記念普通乗車券の発売……………三
- 建設業者に関する公告……………（都市整備局市街地建築部建設課）…三
- 令和二年度の経営規模等評価及び総合評定値の申請等の受付……………（同）…三
- 開発行為に関する工事完了……………（同）…三
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三

告示

●東京都告示第三百五十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 青梅市、瑞穂町及び奥多摩町
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年四月二十七日から同年六月五日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

く。）

- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千六百五号八王子都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画緑地事業第十一号ひよどり緑地
- 三 事業施行期間 平成二十一年十二月十一日から令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき八王子都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 八王子市

二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画公園事業第二・二・百六号明神町広田公園

三 事業施行期間 令和二年三月十九日から令和三年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

八王子市明神町二丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第三百六十二号

東京都都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成六年七月十一日

四 事業施行期間

平成六年七月十一日から令和二年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を令和八年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

令和二年三月十九日

●東京都告示第三百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和二年二月二十八日

西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字宿西四百七十四番一の一部、同番一

延長 二二四・〇 幅員 六・〇

地先並びに四百七十六番一、同番三から同番五まで、同番九及び同番十二から同番十六までの各一部、同番十七並びに同番十八、同番二十及び同番二

十四の各一部、四百七十八番一、同番三、同番四並びに四百七十九番一及び同番二の各一部、同番三並びに同番四及び四百八十番一の各一部、同番二並びに同番三から同番五まで、四百八十一番一、同番二、四百八十三番一、同番十五、同番二十六、同番二十七、四百八十六番三及び四百八十八番の各一部並びに大字箱根ヶ崎字松原千三百五十七番一から同番五まで、千三百五十九番二、同番四、同番五、千三百六十番三、同番五、同番六、同番八及び同番十二の各一部

●東京都告示第三百六十四号

平成二十一年東京都告示第九百八十九号(東京都地球温暖化対策指針)の一部を次のように改正する。

同番六、同番八及び同番十二の各一部

<p>令和二年三月十九日 東京都環境基本条例 東京都の温室効果ガス削減目標</p> <p>1 東京都は、東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号）に基づき、平成20年3月に策定した「東京都環境基本計画」において「2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」ことを定めた。</p> <p>また、平成28年3月に策定した「東京都環境基本計画」においては「2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する」ことを定めるとともに、部門別のCO₂排出量については、産業・業務部門において、2030年までに「エネルギー起源CO₂排出量を2000年比で20%程度削減する」と定めた。</p> <p>なお、東京の温室効果ガス排出量の95%は、エネルギー起源CO₂である（2000年度時点）。</p> <p>2 大規模事業所への温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度における2030年度時点でのCO₂排出量削減目標の設定</p> <p>大規模事業所への温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂の排出削減目標は、東京全体の削減目標（2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する）を達成する観点から検討し、設定した。</p> <p>東京全体の削減目標を達成するために必要な産業・業務部門の削減目標（2030年までに、エネルギー起源CO₂排出量を2000年比で20%程度削減する水準であ</p>	<p>る21.4万吨トン（電気のCO₂排出係数0.370トンCO₂／千kWhを用いて算出した値）を達成するため、本制度の対象事業所である大規模事業所における2030年度の排出上限目標量は、10.78百万トンとなる。</p> <p>なお、排出上限目標量は、電気のCO₂排出係数を0.489トンCO₂／千kWhとして算出しており、エネルギー供給側による係数改善効果は反映していない。</p> <p>3 総量削減目標の設定</p> <p>温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度においては、5年間の削減計画期間が設定され、5年間の排出総量の削減が目標となる。</p> <p>総量削減目標の設定に際しては、第3計画期間（令和2年度から令和6年度までの削減計画期間をいう。以下同じ。）を「脱炭素社会を見据えた『省エネの継続』と『再エネ利用拡大』の両輪により削減を推進するための転換始動期」と位置付け、これまでの省エネルギー対策（エネルギーの使用の合理化によりエネルギーの消費に伴う温室効果ガスの排出の量を抑制する地球温暖化の対策をいう。以下同じ。）を継続させるとともに、再生可能エネルギーの一層の利用拡大を図る。</p> <p>また、第4計画期間（令和7年度から令和11年度までの削減計画期間をいう。以下同じ。）を「脱炭素社会を見据えた『省エネの継続』と『再エネ利用拡大』の両輪により削減を推進するための定着・展開期」と位置付け、更なる削減を推進する。</p> <p>この観点から、大規模事業所における各削減計画期間の総量削減目標を次のとおり設定した。ただし、第</p>	<p>4計画期間の総量削減目標は見通しであり、第4計画期間の開始までに変更となる可能性がある。</p> <p>なお、各削減計画期間の総量削減目標は、第3計画期間の開始の日より後に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所の排出量等を含めて設定している。</p> <p>(1) 第3計画期間の総量削減目標</p> <p>既存事業所（総量削減義務の適用日（平成22年4月1日）における指定地球温暖化対策事業所をいう。以下同じ。）の基準排出量（*1）の合計量から25%削減するものとする。この目標を達成するためには、既存事業所全体で27%削減が必要となる（*2）。</p> <p>(2) 第4計画期間の総量削減目標</p> <p>既存事業所の基準排出量（*1）の合計量から33%削減するものとする。この目標を達成するためには、既存事業所全体で35%削減が必要となる（*2）。</p> <p>*1 指定地球温暖化対策事業所（特定地球温暖化対策事業所を除く。）については、基準排出量に相当する量として2009年度における特定温室効果ガス年度排出量を基準排出量とみなす。</p> <p>*2 総量削減目標を達成するために既存事業所全体が必要となる削減には、基準排出量の変更に伴う増減量及び優良特定地球温暖化対策事業所への認定による削減義務率の減少に伴う増加量のために留意された量は含まない。</p>
--	--	--

第1 第1計画期間 第2 第2計画期間 第3 第3計画期間 第4 第4計画期間

<p>第1 課第4 11) 中「(エネルギーの使用の合理化によりエネルギーの消費に伴う温室効果ガスの排出の量を抑制する地球温暖化の対策をいう。以下同じ。)に加え、再生可能エネルギーを利用する設備の導入」や「[に加え、再生可能エネルギー発電設備の設置、再生可能エネルギー電気の受入れ等の再生可能エネルギーの利用に係る措置について]」及び「第2 計画期間における」や「第4 計画期間における」及び「第2 計画期間の」や「第4 計画期間の」及び「第1 計画期間及び第2 計画期間」や「第3 計画期間及び第4 計画期間」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 中「改正規則(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成25年東京都規則第99号)による改正後の規則をいう。以下第8 において同じ。) 第4 条の8 第2 項第2 号」や「規則第4 条の8 第3 項第2 号」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 中「1,500kL」や「1,500kL」及び「改正規則」や「規則」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 中「経済基盤等の観点からの特別な配慮により、「より大幅な削減を定着・展開する期間」である第2 計画期間においては」に於ける。</p> <p>第1 課第4 11) 中「改正規則第4 条の8 第2 項第2 号」や「規則第4 条の8 第3 項第2 号」に於ける。</p> <p>第1 課第4 11) 中「経過した日」の次に「(当該廃止又は休止が、当該廃止又は休止の日の属する年度の4 月1 日から8 月末日までの間に行われた場合にあつては、当該年度の9 月末日)」及び「第1 課第4 11) 中」及び「第1 課第4 11) 中」及び「9 月」に於ける。</p> <p>第1 課第4 11) 中「末日」の次に「(当該特定テナン</p>	<p>ト等相当事業者が使用する事業所が指定相当地球温暖化対策事業所であることについて知事の確認を受けた年度(前年度に当該確認を受けた年度を除く。)にあつては、当該日と当該確認を受けた日から90 日を経過した日とのいずれか遅い日)」及び「」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 中「地球温暖化対策」や「地球温暖化の対策」及び「も含む。」及び「を含む。」に於ける。</p> <p>第1 課第4 中「再生可能エネルギーを利用する設備の導入を検討」や「再生可能エネルギー発電設備の設置、再生可能エネルギー電気の受入れ、証書による環境価値の利用等の再生可能エネルギーの利用に係る措置を実施」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 中「であり、新たな」や「である。新たな」及び「抑制する対策である」及び「抑制する」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 中「を清掃したり」及び「の清掃」及び「を交換すること等により」及び「の交換等により、」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 中「をより高効率な設備に更新したり」及び「のより高効率な設備への更新」及び「[に新たに設備を導入する」及び「の新たな設備の導入を実施する」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 及び「」に於ける。</p> <p>2 地球温暖化の対策の選択と実施</p> <p>地球温暖化の対策の選定に当たつては、事業所等の規模、設備・機器等の保有状況及び稼働状況を踏まえ、1(1)から(3)までに掲げる対策に分類される別表第1 の第3 の部から第5 の部までの表に掲げられた対策などに基</p>	<p>づき、対策の有効性を十分に検討し、より効果的な地球温暖化の対策を選択し、実施することにより、温室効果ガスの排出が着実に削減されるよう努めるものとする。また、第5 に規定する地球温暖化対策報告書制度において、都が特に重点的に取り組むべき対策として示す項目については、実施可能な対策を積極的に実施するよう努めるものとする。</p> <p>第1 課第4 11) 中「省エネルギー対策」及び「地球温暖化の対策」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 中「又は実績年度(当該地球温暖化対策報告書を提出した年度の前年度をいう。)」及び「(以下第4 及び第5 において「提出年度」という。)</p> <p>又は当該地球温暖化対策報告書を提出した年度の前年度(以下第4 及び第5 において「実績年度」という。)」に於ける。</p> <p>第1 課第4 中「省エネルギー対策の取組状況」及び「地球温暖化の対策の取組状況」に於ける。</p> <p>第1 課第4 1) 及び「」に於ける。</p> <p>(2) 報告書の作成対象</p> <p>ア 条例第8 条の23 第1 項の規定による作成対象</p> <p>(イ) 同一事業者(国の機関、地方自治体等を含む。)における作成対象</p> <p>同一事業者が都内に設置している事業所等(前年度の原油換算エネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満の事業所等)に限り、指定地球温暖化対策事業所及び特定テナント等事業所を除く。以下「義務提出事業所等」という。)の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が3,000kL以上となった場合、当該事業者は、義</p>
--	---	---

<p>務提出事業所等ごとに報告書を作成し、知事へ提出する義務を負う。</p> <p>(4) 連鎖化事業における作成対象</p> <p>規則第5条の18に定める要件に該当する連鎖化事業において、本部が設置している義務提出事業所等及び加盟店のうち義務提出事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が3,000kL以上となった場合、本部は、加盟者と協力して義務提出事業所等ごとの報告書を作成し、知事へ提出する義務を負う。</p> <p>4 条例第8条の23第2項の規定による作成対象義務提出事業所等として報告書を出した事業所等以外の事業所等についても、これを設置する事業者は、知事が別に定める様式による報告書を作成し、提出することができる。ただし、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業所等を除く。</p> <p>第11条第5項「ハ」及び「ロ」。</p> <p>2 報告書を作成するための協力</p> <p>地球温暖化対策事業者等(地球温暖化対策事業者(条例第8条の23第1項に基づき報告書を出すべき義務がある事業者をいう。以下同じ。))及び条例第8条の23第2項の規定により報告書を出する事業者をいう。以下同じ。)から、温室効果ガス排出量の把握及び地球温暖化の対策の推進のための協力を求められた事業者は、当該地球温暖化対策事業者等が報告書を適正に作成できるよう、十分な協力を行うものとする。特に、第2 2(1)アからカまでに掲げる事業者間に</p>	<p>おいては、積極的に連携・協力を行わなければならない。</p> <p>第11条第5項「ハ」及び「ロ」。</p> <p>4 地球温暖化の対策の目標設定、実施及び報告</p> <p>(1) 事業者に関する目標設定、実施及び報告</p> <p>地球温暖化の対策を推進するための目標を設定した地球温暖化対策事業者等は、提出年度に設定した目標及び実績年度に設定した目標に対する達成状況について報告書に記載して報告することができる。地球温暖化対策事業者等は、別表第1に掲げられた組織体制の整備、エネルギー等の使用状況の把握及び省エネルギー対策(運用対策、設備保守対策及び設備導入対策)のうち、都が特に重点的に取り組むべき対策として示す対策(以下「重点対策」という。)については、実施に向けた検討を十分にを行い、特に積極的に選択して実施するよう努めなければならない。</p> <p>実績年度に実施した重点対策については報告書に記載して報告するものとし、重点対策以外に組み込んだ別表第1に掲げられた取組などがある場合は、重点対策と併せて、報告書に記載して報告することができる。</p> <p>また、重点対策のレベル(報告書の提出回数に応じて都が設定した地球温暖化対策事業者等が取り組むべき重点対策の水準をいう。)への適合状況を、報告書に記載して報告することができる。</p> <p>(2) 個々の事業所等に関する目標設定、実施及び報告</p> <p>地球温暖化の対策を推進するための目標を事業所</p>	<p>等ごとに設定した地球温暖化対策事業者等は、提出年度に設定した目標及び実績年度に設定した目標に対する達成状況について事業所等ごとに報告書に記載して報告することができる。</p> <p>5 地球温暖化対策事業者等の地球温暖化の対策に係る取組の評価</p> <p>二酸化炭素排出量の削減実績等に着目し、地球温暖化の対策について優れた取組を行っている地球温暖化対策事業者等を評価する。</p> <p>加えて、地球温暖化対策事業者等の再生可能エネルギーの利用をさらに推進するために、再生可能エネルギーの利用に係る措置についても評価する。</p> <p>(1) 評価の対象</p> <p>ア 評価の対象とする事業者</p> <p>評価の対象とする事業者は次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものとする。</p> <p>(ア) 次のa又はbのいずれかに該当すること。</p> <p>a 地球温暖化対策事業者</p> <p>b 任意提出事業者(条例第8条の23第2項に基づき任意で報告書を出する事業者(地球温暖化対策事業者を除く。))をいう。以下第5において同じ。)のうち評価を希望する事業者(当該事業者が1(2)イで報告書を出していることのできるものとされている全ての事業所等について、報告書を出している場合に限る。)</p> <p>(イ) 実績年度に報告書を出し、かつ、実績年度から起算した直近5か年度(以下第5において単に「直近5か年度」という。)のうち実績年</p>
---	---	---

<p>度以外のいずれかの年度について少なくとも一回は報告書を提出していること。</p> <p>イ 評価の対象とする期間 地球温暖化の対策に係る取組の実績の評価については、直近5か年度の状況について評価する。再生可能エネルギーの利用に係る措置の評価については、実績年度の状況について評価する。</p> <p>ウ 評価のための算定の対象とする事業所等の範囲 評価のための算定の対象とする事業所等（以下第5において「評価対象事業所等」という。）の範囲は、当該事業者が都内において所有し、又は使用している事業所等のうち、1(2)で作成対象とされている全ての事業所等とする。ただし、地球温暖化対策事業者にあつては、義務提出事業所等のみを評価対象事業所等とすることができる。</p> <p>(2) 評価の基本方針 地球温暖化対策事業者等の地球温暖化の対策に係る取組について、次のア及びイの基本方針に基づき、知事が別に定める評価基準（以下第5において「評価基準」という。）により評価を行う。 なお、知事は、地球温暖化対策事業者等の地球温暖化の対策に係る取組の進展に合わせて、評価基準について随時見直しを行うものとする。 ア 地球温暖化の対策に係る取組の実績の評価 地球温暖化の対策に係る取組については、評価対象事業所等における直近5か年度の二酸化炭素排出量の削減の状況により評価する。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの利用に係る措置の評価</p>	<p>アの評価において一定の水準に達した事業者に対して、再生可能エネルギーの利用に係る措置（次のアからウ）までに掲げるものをいう。以下同じ。）について、当該事業者の評価対象事業所等全体に対する再生可能エネルギーの利用に係る措置を実施している評価対象事業所等の率（以下「再生可能エネルギー利用率等率」という。）により評価する。</p> <p>ア 再生可能エネルギー発電設備の設置 対象となる再生可能エネルギーの種類は、当分の間、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスとし、各発電設備は評価基準に定める要件を満たしているものとする。</p> <p>イ 再生可能エネルギー電気（再生可能エネルギーを利用した発電による電気をいう。以下同じ。）の受入れ 各評価対象事業所等において、当該事業所等に電気を供給する小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、再生可能エネルギー利用率等が評価基準に定める要件を満たしているものとする。</p> <p>ウ 証書による環境価値の利用 対象となる証書の種類は、グリーン電力証書、グリーン熱証書及び電気事業者による再生可能エネルギーの利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第4条の新エネルギー等電気相当量とする。</p> <p>(3) 評価方法 ア 評価基準により、評価対象事業所等全体の直近</p>	<p>5か年度における平均合計二酸化炭素排出量削減率を算定する。</p> <p>イ 評価基準により、評価対象事業所等全体の直近5か年度における平均合計原単位改善率を算定する。</p> <p>ウ 事業者の評価は、別表第3の第1の部の表の左欄に掲げる直近5か年度の平均合計二酸化炭素排出量削減率及び直近5か年度の平均合計原単位改善率の値に応じ、同表右欄に定めるものとする。</p> <p>エ ウの評価の結果、「地球温暖化の対策の取組実績が特に優良な事業者（Sランク）」又は「地球温暖化の対策の取組実績が極めて優良な事業者（SSランク）」となった事業者は、併せて再生可能エネルギーの利用に係る措置について評価を行う。当該評価は、別表第3の第2の部の表の左欄に掲げる再生可能エネルギー利用率等率に応じ、同表右欄に定めるものとする。</p> <p>6 報告書に記載する主な事項 報告書に記載する主な項目は、次の(1)及び(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 事業者に関して記載する事項 報告書を提出する全ての事業者は、アからエまでの事項を報告書に記載するものとする。第5(1)アの評価の対象とする事業者に該当する事業者は、アからエまでの事項に加えて、サからエまでの事項も報告書に記載するものとする。</p> <p>ア 報告書を提出する事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p>
---	--	--

<p>イ 条例第8条の23第1項及び第2項により報告書を作成した事業所等の数</p> <p>ウ 報告書を作成した事業所等の原油換算エネルギー使用量の合計</p> <p>エ 報告書を作成した事業所等の二酸化炭素排出量の合計</p> <p>オ 実績年度における地球温暖化の対策の目標の達成状況(実績年度に目標を設定した場合に限る。)</p> <p>カ 提出年度の地球温暖化の対策の有無及びその内容(提出年度に目標を設定した場合に限る。)</p> <p>キ 4(1)に規定する重点対策のレベルへの適合状況(4(1)に規定する重点対策を実施した場合に限る。)</p> <p>ク 取組方針</p> <p>ケ 組織体制の整備の状況</p> <p>コ その他特記すべき事項、自由意見等</p> <p>サ 評価対象事業所等の範囲</p> <p>シ 評価基準により直近5か年度において年度ごとに算定した評価対象事業所等の合計二酸化炭素排出量</p> <p>ス 評価基準により直近5か年度において年度ごとに算定した評価対象事業所等の合計延床面積</p> <p>セ 評価基準により直近5か年度において年度ごとに算定した評価対象事業所等の合計原単位</p> <p>ソ 評価基準により算定した評価対象事業所等全体の直近5か年度における平均合計二酸化炭素排出</p>		<p>イ 条例第8条の23第1項及び第2項により報告書を作成した事業所等の数</p> <p>ウ 報告書を作成した事業所等の原油換算エネルギー使用量の合計</p> <p>エ 報告書を作成した事業所等の二酸化炭素排出量の合計</p> <p>オ 実績年度における地球温暖化の対策の目標の達成状況(実績年度に目標を設定した場合に限る。)</p> <p>カ 提出年度の地球温暖化の対策の有無及びその内容(提出年度に目標を設定した場合に限る。)</p> <p>キ 4(1)に規定する重点対策のレベルへの適合状況(4(1)に規定する重点対策を実施した場合に限る。)</p> <p>ク 取組方針</p> <p>ケ 組織体制の整備の状況</p> <p>コ その他特記すべき事項、自由意見等</p> <p>サ 評価対象事業所等の範囲</p> <p>シ 評価基準により直近5か年度において年度ごとに算定した評価対象事業所等の合計二酸化炭素排出量</p> <p>ス 評価基準により直近5か年度において年度ごとに算定した評価対象事業所等の合計延床面積</p> <p>セ 評価基準により直近5か年度において年度ごとに算定した評価対象事業所等の合計原単位</p> <p>ソ 評価基準により算定した評価対象事業所等全体の直近5か年度における平均合計二酸化炭素排出</p>
<p>量削減率</p> <p>タ 評価基準により算定した評価対象事業所等全体の直近5か年度における平均合計原単位改善率</p> <p>チ 再生可能エネルギー利用事業所等の数</p> <p>ツ 再生可能エネルギー利用事業所等率</p> <p>テ 5に規定する評価の結果</p> <p>ト 個々の事業所等に関して記載する事項</p> <p>チ 事業所等の名称</p> <p>ツ 事業所等の所在地</p> <p>テ 事業所等の延床面積</p> <p>ト 実績年度における事業所等のエネルギーの使用期間として1年度又は1年度未満の別</p> <p>チ 所有形態(所有権の有無)</p> <p>ツ 報告範囲</p> <p>テ 事業所等の主たる用途</p> <p>ト 産業分類</p> <p>チ 再生可能エネルギーの利用に係る措置の状況</p> <p>ツ 連鎖化事業区分(連鎖化事業該当の有無及び該当の場合における直営店又は加盟店の区別)</p> <p>ト 前年度の報告内容からの変更点</p> <p>チ 燃料等の使用量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量</p> <p>ト 原油換算エネルギー使用量</p> <p>チ 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量</p> <p>ト 延床面積当たりの量の</p>	<p>量削減率</p> <p>タ 評価基準により算定した評価対象事業所等全体の直近5か年度における平均合計原単位改善率</p> <p>チ 再生可能エネルギー利用事業所等の数</p> <p>ツ 再生可能エネルギー利用事業所等率</p> <p>テ 5に規定する評価の結果</p> <p>ト 個々の事業所等に関して記載する事項</p> <p>チ 事業所等の名称</p> <p>ツ 事業所等の所在地</p> <p>テ 事業所等の延床面積</p> <p>ト 実績年度における事業所等のエネルギーの使用期間として1年度又は1年度未満の別</p> <p>チ 所有形態(所有権の有無)</p> <p>ツ 報告範囲</p> <p>テ 事業所等の主たる用途</p> <p>ト 産業分類</p> <p>チ 再生可能エネルギーの利用に係る措置の状況</p> <p>ツ 連鎖化事業区分(連鎖化事業該当の有無及び該当の場合における直営店又は加盟店の区別)</p> <p>ト 前年度の報告内容からの変更点</p> <p>チ 燃料等の使用量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量</p> <p>ト 原油換算エネルギー使用量</p> <p>チ 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量</p> <p>ト 延床面積当たりの量の</p>	<p>量削減率</p> <p>タ 評価基準により算定した評価対象事業所等全体の直近5か年度における平均合計原単位改善率</p> <p>チ 再生可能エネルギー利用事業所等の数</p> <p>ツ 再生可能エネルギー利用事業所等率</p> <p>テ 5に規定する評価の結果</p> <p>ト 個々の事業所等に関して記載する事項</p> <p>チ 事業所等の名称</p> <p>ツ 事業所等の所在地</p> <p>テ 事業所等の延床面積</p> <p>ト 実績年度における事業所等のエネルギーの使用期間として1年度又は1年度未満の別</p> <p>チ 所有形態(所有権の有無)</p> <p>ツ 報告範囲</p> <p>テ 事業所等の主たる用途</p> <p>ト 産業分類</p> <p>チ 再生可能エネルギーの利用に係る措置の状況</p> <p>ツ 連鎖化事業区分(連鎖化事業該当の有無及び該当の場合における直営店又は加盟店の区別)</p> <p>ト 前年度の報告内容からの変更点</p> <p>チ 燃料等の使用量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量</p> <p>ト 原油換算エネルギー使用量</p> <p>チ 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量</p> <p>ト 延床面積当たりの量の</p>
<p>8 報告書を作成すべき義務の要件に該当しなくなったことの確認</p> <p>地球温暖化対策事業者は、義務提出事業所等の原油換算エネルギー使用量の合計が年間3,000kLを下回ったときには、当該年度の実績を記載する報告書を作成した後、知事が別に定める様式により、当該事業者が</p>	<p>量削減率</p> <p>タ 評価基準により算定した評価対象事業所等全体の直近5か年度における平均合計原単位改善率</p> <p>チ 再生可能エネルギー利用事業所等の数</p> <p>ツ 再生可能エネルギー利用事業所等率</p> <p>テ 5に規定する評価の結果</p> <p>ト 個々の事業所等に関して記載する事項</p> <p>チ 事業所等の名称</p> <p>ツ 事業所等の所在地</p> <p>テ 事業所等の延床面積</p> <p>ト 実績年度における事業所等のエネルギーの使用期間として1年度又は1年度未満の別</p> <p>チ 所有形態(所有権の有無)</p> <p>ツ 報告範囲</p> <p>テ 事業所等の主たる用途</p> <p>ト 産業分類</p> <p>チ 再生可能エネルギーの利用に係る措置の状況</p> <p>ツ 連鎖化事業区分(連鎖化事業該当の有無及び該当の場合における直営店又は加盟店の区別)</p> <p>ト 前年度の報告内容からの変更点</p> <p>チ 燃料等の使用量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量</p> <p>ト 原油換算エネルギー使用量</p> <p>チ 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量</p> <p>ト 延床面積当たりの量の</p>	<p>量削減率</p> <p>タ 評価基準により算定した評価対象事業所等全体の直近5か年度における平均合計原単位改善率</p> <p>チ 再生可能エネルギー利用事業所等の数</p> <p>ツ 再生可能エネルギー利用事業所等率</p> <p>テ 5に規定する評価の結果</p> <p>ト 個々の事業所等に関して記載する事項</p> <p>チ 事業所等の名称</p> <p>ツ 事業所等の所在地</p> <p>テ 事業所等の延床面積</p> <p>ト 実績年度における事業所等のエネルギーの使用期間として1年度又は1年度未満の別</p> <p>チ 所有形態(所有権の有無)</p> <p>ツ 報告範囲</p> <p>テ 事業所等の主たる用途</p> <p>ト 産業分類</p> <p>チ 再生可能エネルギーの利用に係る措置の状況</p> <p>ツ 連鎖化事業区分(連鎖化事業該当の有無及び該当の場合における直営店又は加盟店の区別)</p> <p>ト 前年度の報告内容からの変更点</p> <p>チ 燃料等の使用量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量</p> <p>ト 原油換算エネルギー使用量</p> <p>チ 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量</p> <p>ツ 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量</p> <p>ト 延床面積当たりの量の</p>

<p>報告書を提出すべき義務の要件に該当しなくなった旨の確認の通知を知事から受けることにより、その翌年度から報告書を提出すべき義務を免れるものとする。ただし、その後の年度において、義務提出事業所等の原油換算エネルギー使用量の合計が3,000kLを上回ったときには、再び報告書を提出すべき義務を負う。</p> <p>9 地球温暖化対策事業者による公表</p> <p>(1) 公表事項</p> <p>条例第8条の24第1項及び規則第5条の20に基づき、地球温暖化対策事業者が公表しなければならない事項は、6(1)ア、ク及びケ並びに6(2)アからウまでソ、タ及びツとする。</p> <p>(2) 公表方法</p> <p>条例第8条の24第1項に基づき、(1)の事項について、地球温暖化対策事業者は、報告書を作成した事業所等ごとに自ら公表しなければならない。</p> <p>地球温暖化対策事業者は、規則第5条の20第3項に定める公表の方法のうち、可能な限りインターネットの利用による方法で公表を行うものとする。インターネットによる公表ができない場合には、環境報告書への記載又は地球温暖化対策事業者の都内における主な事務所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により公表するものとする。</p> <p>10 知事による公表事項</p> <p>条例第8条の24第2項及び規則第5条の21に基づき、知事が公表する事項は、6(1)ア、エからコまで及びチからテまで並びに6(2)アからウまで、キからケまで及</p>	<p>びソからテまでとする。</p> <p>11 地球温暖化の対策の実施のための指導・助言</p> <p>知事は、地球温暖化対策事業者等に対し、温室効果ガス排出量の適正な把握、別表第1に掲げる地球温暖化の対策の適切な実施及び報告書の適正な作成、公表等について、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p>また、地球温暖化の対策に関する研修会などを実施して、地球温暖化対策事業者等が地球温暖化の対策を実施するための支援を行う。</p> <p>第11条第1項第1号のイ及びロ。</p> <p>12 地球温暖化対策事業者等に対する勧告</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者が報告書を提出しなかったときの勧告</p> <p>地球温暖化対策事業者が報告書の提出をしなかつたときには、知事は、当該事業者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができる。</p> <p>(2) 地球温暖化対策事業者等の地球温暖化の対策の推進が著しく不十分なときの勧告</p> <p>地球温暖化対策事業者等が、技術的かつ経済的に実施可能な重点対策を実施しない場合、報告書の適正な作成又は公表を行わない場合など、地球温暖化の対策の推進が、この指針に照らして著しく不十分であり、かつ、11に基づく指導を受けたにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わないときは、知事は、専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該事業者等に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。</p>	<p>別表第二の次に次の一表を加える。</p>
--	--	-------------------------

別表第3 地球温暖化対策事業者等の地球温暖化の対策に係る取組の評価
第1 地球温暖化の対策に係る取組の評価

取組の実績		評価
直近5か年度の平均合計二酸化炭素排出量削減率	直近5か年度の平均合計原単位改善率	
1.3%以上	2.6%以上	地球温暖化の対策の取組実績が極めて優良な事業者（SSランク）
1.3%以上	1.3%以上 2.6%未満	地球温暖化の対策の取組実績が特に優良な事業者（Sランク）
1.3%未満	1.3%以上	地球温暖化の対策の取組実績が優良な事業者

第2 再生可能エネルギーの利用に係る措置の評価

再生可能エネルギー利用事業所等率	評価
30%以上	再生可能エネルギーの利用実績が優良な事業者（★）

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百六十五号

平成二十一年東京都告示第千二百三十四号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が別に定める様式）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

前文及び十中「第二編第五 七」を「第二編第五 八」に改める。

別記第六号様式その六中「生成した電力」を「生成した電気」に、「低炭素電力」を「低炭素電気」に、「高炭素電力」を「高炭素電気」に改める。

別記第七号様式の二その五中「電力」を「電気」に改める。

別記第九号様式その一及びその二を次のように改める。

第9号様式 その1

(表)

地球温暖化対策報告書(その1)

1 事業者の氏名等
 事業者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
 事業者番号

2 報告する事業所等の全体の状況(年度の状況)

条例第8条の23第1項報告事業所数	事業所数	照会対象エネルギー使用量の合計	kl
条例第8条の23第2項報告事業所数	事業所数	照会対象エネルギー使用量の合計	kl

3 報告する全事業所における合計二酸化炭素排出量の状況

合計二酸化炭素排出量 1 t

4 評価の対象とする事業所等の範囲

評価対象事業所等 義務提出事業所等 全事業所

5 評価対象事業所等における直近5か年度の状況

	年度	年度	年度	年度	年度
合計二酸化炭素排出量					t
合計延床面積					m ²
合計原単位					kg-CO ₂ /m ²

平均合計二酸化炭素排出量削減率 %

平均合計原単位改善率 %

6 再生可能エネルギーの利用事業所数及び割合

再生可能エネルギー利用事業所数	事業所数
再生可能エネルギー利用率	%

7 評価結果

地球温暖化対策の取組に係る評価

ラシク

(日本産業規格A列4番)

(裏)

8 実績年度の目標達成の状況

実績年度の状況 目標達成した。

9 提出年度の地球温暖化対策の目標

目標の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
合計二酸化炭素排出量削減率	%
合計原単位改善率	%
再生可能エネルギー利用率	%
その他	特記事項に内容を記載

10 地球温暖化対策のレベル

重点対策のレベル

11 事業者としての取組

取組方針			
重点対策	その他対策		
対策番号	対策名	対策番号	対策名

12 特記事項

(日本産業規格A列4番)

その2

(表)

地球温暖化対策報告書(その2)

1 事業所等の概要

事業所等の名称		事業所等の実務年度の エネルギー使用期間	<input type="radio"/> 1年度分 <input type="radio"/> 1年未満
事業所番号		区市町村名	
事業所等の所在地	〒	町名番地	
事業所等の延床面積	m ²	事業所等の実務年度の エネルギー使用期間	<input type="radio"/> 1年度分 <input type="radio"/> 1年未満
所有形態	<input type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 他者所有		
報告範囲	<input type="radio"/> 建築物の全部 <input type="radio"/> 建築物の一部(テナント)	<input type="radio"/> 建築物の一部(その他)	
報告範囲の主たる用途	<input type="radio"/> 事務所 <input type="radio"/> 商業施設(物販)	<input type="radio"/> 商業施設(飲食)	
	<input type="radio"/> 工場 <input type="radio"/> 複合施設	<input type="radio"/> その他	
日本産業分類 における細分類番号		連鎖化事業区分	<input type="radio"/> 直営店 <input type="radio"/> 加盟店 <input type="radio"/> 非該当
再生可能エネルギー の割合	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー 発電設備の設置	再生可能エネルギー 電気の利用	<input type="checkbox"/> 証書による課徴金 の受入
前年度の報告 内容	前年度の報告内容		

2 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量 (年度の状況)

原油換算エネルギー使用量(①)×⑩×0.0359	①	kl
燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量(②)×⑩	②	t
水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に 伴って排出される二酸化炭素の量(③)×⑩	③	t
合計(④)×⑩	④	t
二酸化炭素燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の延床面積当たり 排出単位の量(⑤)×⑩(1000/事業所等の延床面積)	⑤	kg-CO ₂ /m ²

3 二酸化炭素排出量等の内部

燃料等の種別	推計 の使用 単位	使用量	係数	熱量 (GJ)	二酸化炭素排出量	
					排出 係数	排出量 ^{※1} (t)
都市ガス	Nm ³	①	③	④	⑤	⑥
その他(LPG)	kg	①	③	④	⑤	⑥
その他(灯油)	l	①	③	④	⑤	⑥
その他()		①	③	④	⑤	⑥
その他()		①	③	④	⑤	⑥
一般家庭用電気の 供給を介して 供給された電気	kWh	①	③	④	⑤	⑥
一般家庭用電気の 供給を介して 供給された電気	kWh	①	③	④	⑤	⑥
その他の買電(送電損失等を含む)	kWh	①	③	④	⑤	⑥
規則第5条の17第3項の場合のみ値 ^{※2}	kWh	①	③	④	⑤	⑥
合計						
水道及び工業用水道	m ³	①	③	④	⑤	⑥
公共下水道	m ³	①	③	④	⑤	⑥
合計						

※1 電気の使用、水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水に伴う二酸化炭素排出量は、
⑩=⑧/1,000×⑨とする。
※2 ⑩=⑧が指定する原単位×延床面積×事業所等の総稼働時間/1,000

⑨=⑩/1,000×⑧とする。
⑩=⑨/1,000×⑧とする。
⑪=⑩/1,000×⑧とする。

(日本産業規格A列4番)

(表)

4 地球温暖化対策の実施状況

重点対策	対策名	対策番号	対策名
組織体制の整備			
エネルギー等の把握			
運用対策			
設備保守対策			
設備導入対策			

実施年度の目標達成の状況 目標達成した。

5 提出年度の地球温暖化対策の目標

目標の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	ラング	CO ₂ 削減率(前年度比)	%
目標値等(選択)	CO ₂ 排出量(延床面積当たり)	kg-CO ₂ /m ²	CO ₂ 排出量(総量)	t
その他	特記事項に内容を記載			

6 特記事項

特記事項

(日本産業規格A列4番)

附則

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が別に定める様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示(交)

●交通局告示第三号

東京都地下高速電車記念普通乗車券を次のように発売する。

令和二年三月十九日

東京都交通局長 土 測 裕

- 一 記念乗車券の名称
都営新宿線・京王線 相互直通運転四十周年記念乗車券
- 二 記念乗車券の種類及び運賃
東京都地下高速電車記念普通乗車券 千円(大人用二百二十円券二枚及び二百八十円券二枚)
- 三 記念乗車券の様式

裏 表

 <p>0001 0001</p> <p>◎自動改札機はご利用になれません。 新宿駅発行</p>	 <p>(東京都交通局) 都営新宿線・京王線 相互直通運転四十周年記念 新宿 から 都営地下鉄線 220 円区間ゆき 下車前迄無効 2020年6月30日までの1回に限り有効</p>
 <p>0001 0001</p> <p>◎自動改札機はご利用になれません。 岩本町駅発行</p>	 <p>(東京都交通局) 都営新宿線・京王線 相互直通運転四十周年記念 岩本町 から 都営地下鉄線 220 円区間ゆき 下車前迄無効 2020年6月30日までの1回に限り有効</p>
 <p>0001 0001</p> <p>◎自動改札機はご利用になれません。 東大島駅発行</p>	 <p>(東京都交通局) 都営新宿線・京王線 相互直通運転四十周年記念 東大島 から 都営地下鉄線 280 円区間ゆき 下車前迄無効 2020年6月30日までの1回に限り有効</p>
 <p>0001 0001</p> <p>◎自動改札機はご利用になれません。 本八幡駅発行</p>	 <p>(東京都交通局) 都営新宿線・京王線 相互直通運転四十周年記念 本八幡 から 都営地下鉄線 280 円区間ゆき 下車前迄無効 2020年6月30日までの1回に限り有効</p>

- 四 記念乗車券の発売期間
令和二年三月二十日から同年六月三十日まで。ただし、売り切れ次第、発売を終了する。
- 五 記念乗車券の発売枚数
千五百セット
- 六 記念乗車券の効力
発売日から令和二年六月三十日までのいずれか一日に限り、記念乗車券の券面に表示された区間に限り片道一回乗車することができる。
- 七 記念乗車券の発売場所
浅草線五反田駅、新橋駅及び浅草橋駅、三田線日比谷

公 告

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和二年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分をした年月日
令和二年三月十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社エースワイド
目黒区目黒四丁目十番七号

谷川 弘史

許可なし

三 処分の内容
建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施行、施行の瑕疵に基づく修繕工事の施行等を除く。)

(二) 期間
令和二年四月一日から同月三日までの三日間

駅、水道橋駅、巢鴨駅及び高島平駅、新宿線市ヶ谷駅、馬喰横山駅及び本八幡駅並びに大江戸線上野御徒町駅、門前仲町駅、大門駅、青山一丁目駅、都庁前駅及び練馬

四 処分の原因となった事実

有限会社エースワイドは、世田谷区内の共同住宅の内装工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和三十一年政令第百七十三号）第一条の二に定める金額以上となる請負契約を締結した。

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。

令和二年度の経営規模等評価及び総合評定値の申請等の受付について

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第百四十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までに行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等に関し必要な事項を次のように定めたので公告する。

令和二年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請時期及び方法

令和二年四月一日（水曜日）から令和三年三月三十一日（水曜日）までの期間内（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日その他東京都が特に定める日を除く。）において申請者自らの予約により決められた日時に申請書類を東京都都市整備局市街地建築部建設業課に提出する。

二 申請書類

(一) 申請書、請求書及び添付書類

ア 経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書（規則別記様式第二十五号の十一）

イ 経営規模等評価の申請説明書又は総合評定値の請求説明書（以下「説明書」という。）において提出を求める書類

(二) 提示書類

説明書において提示を求める書類

三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

(一) 手数料

ア 経営規模等評価の申請に係る手数料 八千円に審査を受けようとする建設業一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額

イ 総合評定値の請求に係る手数料 四百円に審査を受けようとする建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額

(二) 納付方法

東京都都市整備局市街地建築部建設業課出納窓口で現金により納付する。

四 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知書又は総合評定値の通知書は、申請書を受理してから原則として二十二日以内に申請者宛て普通郵便にて発送する。

五 申請書類の提出先

東京都都市整備局市街地建築部建設業課（東京都庁第一本庁舎三階南側）

新宿区西新宿二丁目八番一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年三月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

日野市新町五丁目一番十二及
立川市幸町一丁目二十一番
地一
株式会社アステイック
代表取締役 宮谷 祐介

日野市大字新井四百五十七番
日野市大字新井四百六十一
番地の一
山岡 啓子

同番九、四百六十一番三、
番地の一

同番六、同番七及び同番十一

武蔵村山市中藤五丁目五番三、
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

同番四及び同番六

青梅市天ヶ瀬町千九百九十一番
の十九
青梅市河辺町七丁目六番地
の十九
有限会社さくらホーム
代表取締役 桜井 潤

五、同番五地先及び同番八

五、同番五地先及び同番八

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

